

平成26年度における学童保育所の管理に関する年度協定書

八王子市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人 からまつ（以下「乙」という。）は、横川学童保育所外2箇所（4クラブ）（以下「学童保育所」という。）の管理に関して締結した学童保育所の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、平成26年度における協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（協定期間）

第1条 本協定の期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

（指定管理料）

第2条 甲は、平成26年度の指定管理料を概算払いで乙に支払うものとし、協定期間（年度）の終了後、第3条の規定に基づき精算を行う。

- 2 甲が概算払いする平成26年度の指定管理料は、**金51,950,863円**とし、別紙「管理業務に係る経費の支払明細書」のとおり分割して支払う。
- 3 甲は、乙から適正な請求があったときは、所定の手続に従って30日以内に指定管理料を支払うものとする。

（経費の精算）

第3条 乙は、協定期間（年度）の終了後、概算で支払いを受けた指定管理料の用途を明らかにした実績報告書を、速やかに甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、概算で支払いを受けた指定管理料のうち、施設職員の人件費及びおやつ代に不要額が生じた場合には、速やかに甲に返納しなければならない。

（施設の維持修繕等）

第4条 学童保育所の大規模な改築、改造若しくは修繕、又は新設、増築若しくは移設に要する費用は、甲の財産に限り原則として甲が負担するものとする。

- 2 1件当たりの金額が50万円以下の修繕については、甲の承認を受けて、甲が支払う指定管理料の範囲内で行うものとする。ただし、5万円以下の修繕及び乙が甲に提出した年度事業計画書で予定した修繕については、甲の承認は不要とする。
- 3 乙が故意又は重過失により施設等を破損した場合は、金額にかかわらず乙が負担するものとする。

（乙による備品の購入）

第5条 乙が、甲の支払う指定管理料によって購入できる備品（1件当たりの購入予定価格が5万円以上の物品）は、1件あたり50万円以下とする。

- 2 備品の購入については、甲の承認を必要とする。ただし、乙が甲に提出した年度事業計画書で予定した備品の購入については、甲の承認は不要とする。
- 3 乙は、備品を購入したときは、購入した備品の品名、仕様、取得日、取得価格等を速やかに甲に報告するものとする。

(専門性を要する業務)

第6条 基本協定に定める特に専門性を要する業務について、乙が業務の一部を第三者に実施させる場合、当該初年度は試行として十分その内容を検証する期間とすること。

- 2 乙が業務の一部を第三者に実施させる場合において、乙が甲に提出した年度事業計画書で予定した業務については、甲の承認は不要とする。

(利用料金)

第7条 乙は、条例別表3に規定する利用料金の徴収に際しては、利用者が日を単位として利用した場合の利用料金の累計額が、当該利用区分の月または小学校の休業期間を単位とした利用の金額を超えた場合には、当該利用区分の月または小学校の休業期間を単位とした利用の金額を上限に徴するものとする。

- 2 乙は、学童保育所の延長保育の利用者が、春休みの8時から8時30分に小学校の休業期間を単位として利用した場合に限り、4月分の上限額を250円、3月分の上限額を250円として徴するものとする。

(年度事業計画)

第8条 乙は、甲に提出した年度事業計画書(事業計画、人員配置計画、収支計画、その他の計画)の次に掲げる内容に変更が生じる場合は速やかに甲に協議を行うものとする。

- (1) 保育にかかる職員の勤務体制及び配置人数(恒常的なものに限る)
- (2) 恒常的な勤務体制の変更に伴う常勤職員と非常勤職員の人件費繰入

(疑義等の決定)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年4月1日

甲(八王子市)

所在地 八王子市元本郷町三丁目24番1号

名称 八王子市

代表者 八王子市長 石 森 孝 志

乙(指定管理者)

所在地 八王子市川口町3824番地

名称 特定非営利活動法人 からまつ

代表者 理事長 佐 藤 英 二

管理業務に係る経費の支払明細書

協定書第2条に規定する学童保育所の管理業務に係る経費は、次のとおり分割して支払う。

(単位：円)

| 月 別 | 月 支 払 合 計 |
|----------------|------------|
| 第1期分 (4・5月分) | 10,910,000 |
| 第2期分 (6・7月分) | 11,430,000 |
| 第3期分 (8・9月分) | 6,235,000 |
| 第4期分 (10・11月分) | 6,235,000 |
| 第5期分 (12・1月分) | 11,430,000 |
| 第6期分 (2・3月分) | 5,710,863 |
| 合 計 | 51,950,863 |